

Public Relations

広
報



<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>



今月の表紙 津別小で手作りロケット発射実験 ~大空高く打ち上がりました~

特集 環境基本計画がスタートします
2014 くりん草フェスティバル

まちの話題

大切な森林を守り育てる 町有林で町民植樹祭を開催

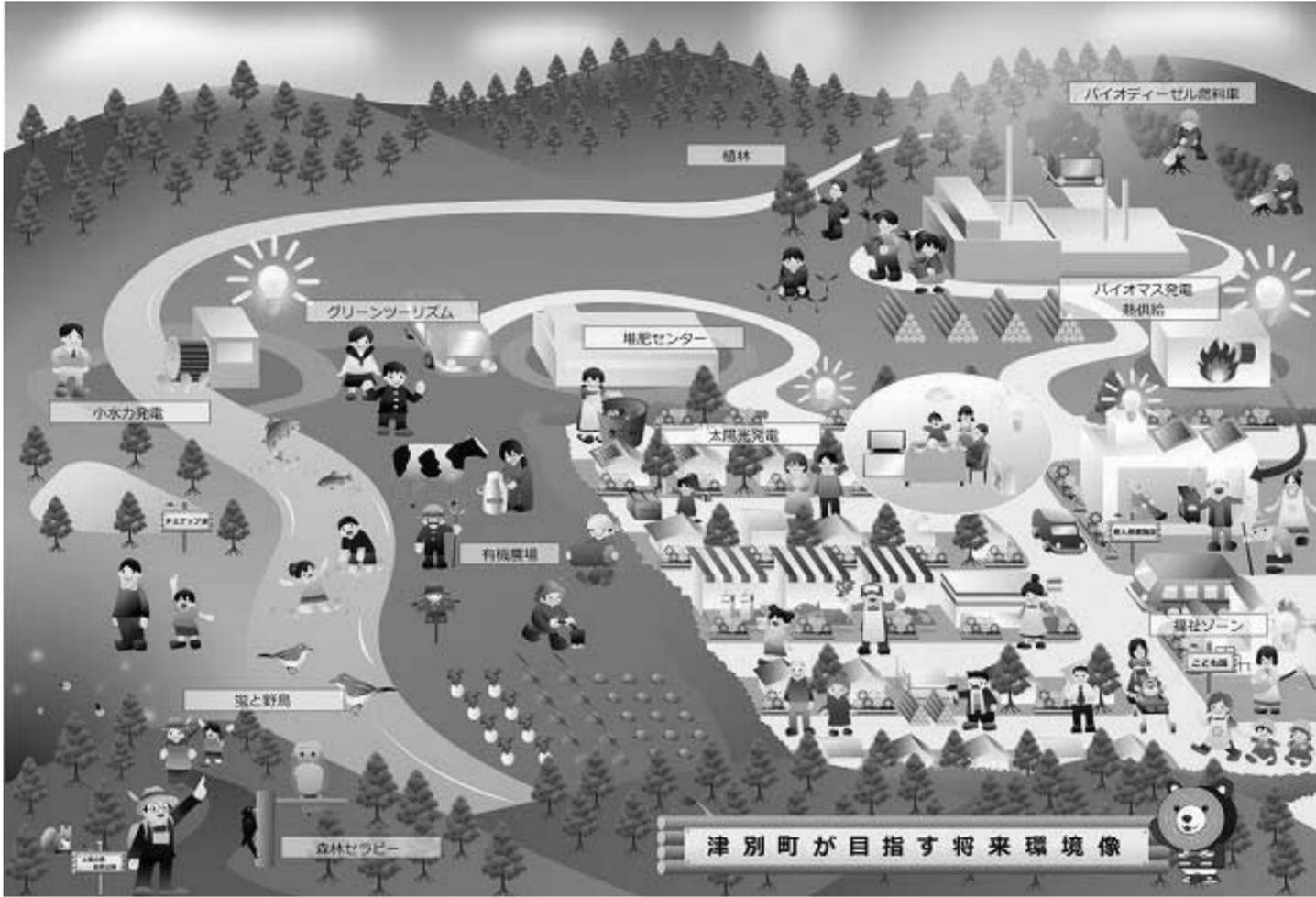
温故知新

選手、責任者として役場野球チームをけん引

幸町 小田島 利英 さん

2014.6
NO.618

環境基本計画がスタートします！



津別町環境基本計画とは？

津別町環境基本計画は、津別の地域資源をさらに向上させる取組を具体的に推進するための指針となる基本的な計画です。平成24年度より荒川博明委員長をはじめとする16人の策定委員によるワークショップや、住民意見交換会を実施しながら策定されました。平成26年度から平成35年度までの10年間の計画となります。

計画の基本理念

豊かな環境を次世代へ継承する
 環境負荷の少ない活力のある経済の持続的発展を目指す
 町民、事業者、行政及び滞在者の役割分担と相互連携を推進する
 環境負荷の低減に努めるとともに資源の有効利用を図る

計画の中で目指す津別町の将来環境像

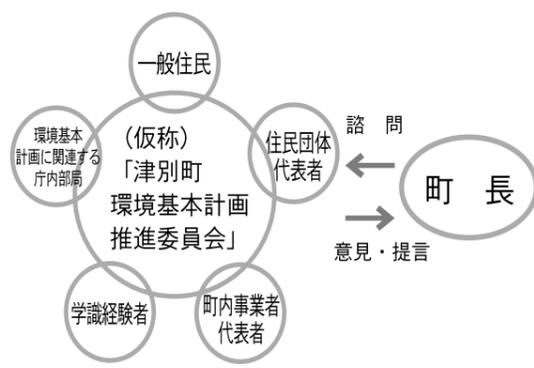
「豊かな自然とともに育む環境のまち・つべつ」
 津別の森、水、空気、景観などの豊かな自然環境を守り育てながら、自然と調和した林業経営や農業等を実践するとともに、地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用を目指し、地域経済の好循環につなげます。

自然を考えながら共に暮らしていくことで、生活様式を見直し、ごみの減量、省エネ、地域木材や安全・安心の食を身近に取り入れる、などの環境にやさしいライフスタイルを確立し、心身共に豊かで誇りを持てるまちを創造します。

また、自然を守り育てていくための環境活動において、町外の住民や企業等との交流を推進し、地域活力を高め、地域内外のさまざまな担い手とともに「環境のまち・つべつ」を育んでいきます。

計画の推進について

今後、環境基本計画を推進し、併せて津別町の環境政策に必要な事項を調査及び検討するため、「(仮称)津別町環境基本計画推進委員会」を設置します。本計画を定期的に点検・評価し、適切な見直しを行っていきます。



環境基本計画の4つの基本目標

以下の4つの目標をもとに取り組みを進めていきます。

① 地域再生可能エネルギーの導入・利活用
 基本目標と取組イメージ
 木質バイオマスエネルギー等の利活用促進
 水エネルギーの利活用促進
 再生可能エネルギーの総合的な利活用



C O2削減へむけた取組

② 持続可能な循環型・低炭素社会の構築
 適切な保全・管理による持続可能な森林経営の確立
 住民や事業者と地域一体による3Rの取組推進
 食の安全・安心や環境ニーズに応えた循環型農業の推進
 地場産材の活用促進と木工加工産業の付加価値創造
 地域における環境配慮型産業の育成



津別小学校の食育への取組

③ 自然環境と調和した暮らしとまちづくり
 環境と人にやさしい生活環境整備の推進
 安心して暮らせるコミュニティ空間の創造
 環境を重視した町並みや田園景観の保全と整備
 住民の環境意識の啓発と取組効果の見える化



ふれあいサロンの様子

④ 環境教育の推進と参加型の環境活動の仕組みづくり
 自然や産業を総合的に取り入れた環境教育プログラムの開発
 ライフステージに応じて環境について学び体験する場・機会の創出
 地域内外への環境活動の情報発信



森林セラピーの様子

津別町のHPに、環境基本計画全文が掲載されております。また、庁舎1階④窓口住民企画グループでも閲覧可能ですので、ご覧ください。
 問い合わせ先
 住民企画課住民企画グループ
 ☎76-2151(内線215)

2014 くりん草フェスティバル

6月14日(土)～6月29日(日) / 毎週土・日曜日 午前10時～午後3時
会場 ノンノの森(上里町民の森自然公園)・ランプの宿 森つべつ



国内屈指のクリンソウの大群生地、上里「ノンノの森」を舞台に、3週にわたって多彩なイベントが開かれます。
「森林セラピー基地」に認定された、美しい森と可憐な花が心を癒してくれます。
観光協会では、この森を広く知っていただくため、愛称を「ノンノの森」としています。

まる太くんも待ってます



第9回つべつクリンソウまつり

【6月15日(日)】

森の音楽会 「二人静」
森林ヨガ体験(Lotus 指導)

【6月22日(日)】

森の音楽会
谷藤万喜子と本田優一郎のユニット「ホラネロ」
with「津別中学校吹奏楽部」
森林ヨガ体験(Lotus 指導) ホラネロ
セラピーフェスタinノンノの森
(NPO法人森のこだま指導)
ツリーイングinノンノの森
(NPO法人森のこだま指導)

【6月29日(日)】

森の音楽会
谷藤万喜子と本田優一郎のユニット「ホラネロ」
森林ヨガ体験(Lotus 指導)

ランプの宿 森つべつ
くりん草ランチパイキング
フェスティバル期間中毎週土・日曜日実施
大人1,350円 / 小人800円
お弁当(テイクアウト)大人1,200円

介護保険料納入通知書を送付します

～保険料の金額や納期限の確認を～

別表
65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

区分	月額保険料
第1段階	1,400円
第2段階	1,400円
第3段階(特例)	1,750円
第3段階	2,100円
第4段階(特例)	2,450円
第4段階(基準額)	2,800円
第5段階	3,500円
第6段階	4,200円

年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書を送付しています。

普通徴収・特別徴収併用の方

年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・退職・障害・遺族年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

特別徴収

納入通知書に記載の金融機関で納付してください。保険料の納入には、便利な口座振替をお勧めします。なお、第1期納期限は6月30日です。

普通徴収

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を6月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。なお、65歳以上の方の介護保険料は別表のとおりです。

介護保険料の居住費及び食費の減額申請

対象は非課税世帯の方

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が6月30日で満了することに伴い、7月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費(ショートステイを含む)について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。



障がい者控除対象者認定書について

障がい者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、身体の障がい又は認知症の状態が一定の基準に該当すると町が認定した方は、確定申告等により税の控除を受けられる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。なお、この認定書は税の控除のみに使用できるものであり、障がい者としてのサービスが受けられるものではありません。また、対象者本人、対象者を扶養している人で所得税・住民税が課税されている人となりますので、ともに課税されていない(非課税の)人で、所得控除の必要のない人は該当しません。障がい者控除対象者認定の基準日は、毎年12月31日現在となります。

今年の国保税（支援分・介護分）課税限度額が変わります

平成26年度の

国民健康保険税

国民健康保険税は、加入者（被保険者）の皆さんが病気やけがをした時の医療費などに使われる大切な財源です。

津別町の平成25年度一人当たり医療給付費は約30万1千円で、平成24年度と比較すると1・4%増加しました。原因は、高額な医療が必要な方が前年より増加したことで、主な病名としてはがん、脳疾患、心臓疾患となつていきます。

近年の医療費の増加傾向にある中にも国保の健全な運営を図っていかねければなりません。このため、地方税法の改正を受けて、平成26年度からの国保税【支援分】の課税限度額を16万円（昨年度14万円）、【介護分】を14万円（昨年度12万円）に改正しましたので皆さんのご理解とご協力をお願いします。

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険料率の見直しについて～

後期高齢者保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく平成26年度～平成27年度の保険料は、次のとおりです。

均等割 (被保険者が等しく負担)	平成24・25年度 年額 47,709円	→	平成26・27年度 (年額) 51,472円(3,763円増額)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成24・25年度 10.61%	→	平成26・27年度 10.52%(0.09%減額)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成24・25年度 55万円	→	平成26・27年度 57万円(2万円増額)

保険料の計算方法(平成26年度) 保険料額は、「均等割額」と「所得割額」の合計で計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline 51,472\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline (\text{平成25年中の所得} - 33\text{万円}) \times 10.52\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline (\text{100円未満切り捨て}) \\ \hline \end{array}$$

平成26年度より均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数) 単身世帯の方も該当になります
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

後期高齢者保険料の軽減について

均等割の軽減		平成26年度	前年度対比
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		
33万円かつ被保険者全員の所得が0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約600円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,736円	約1,900円増
33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円	約3,000円増

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

問 い 合 せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601	役場 保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76-2151(内線229)
---------------------------------	--

平成26年度国民健康保険税の税率一覧表

	所得割額	資産割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
	前年所得 課税総所得金額	加入者 固定資産税 【土地建物】	加入者 1人につき	加入世帯 1世帯につき	1世帯当たり の年間最高 納付額
医療保険分	6.8% (変更なし)	30.0% (変更なし)	24,700円 (変更なし)	24,700円 (変更なし)	510,000円 (変更なし)
後期高齢者 支援分	1.55% (変更なし)	8.2% (変更なし)	6,800円 (変更なし)	6,400円 (変更なし)	140,000円 160,000円
介護保険分	0.77% (変更なし)	7.0% (変更なし)	8,400円 (変更なし)	5,600円 (変更なし)	120,000円 140,000円

Q 今回改正された課税限度額とはなんですか?
A 国保税は均等割、平等割、所得割資産割で世帯ごとに算出され、算出額が課税限度額を超えた場合は課税限度額が国保税額となります。

Q どうして課税限度額を改正するのですか?
A 所得の多い世帯には課税限度額以上の国保税は課税されませんので相対的に中低所得者の負担が多くなります。そこで改正することにより所得階層別の負担をできるだけ公平になるようにします。

Q 課税限度額を改正しないとどうなりますか?
A 国保事業の財源は、国と道の補助金と国保税等で賄われており、改正しない場合の不足分は国保税で賄うこととなるので国保税率の改定が必要となります。

Q 今年の国保税の税率は変わりますか?
A 今回の課税限度額改正は国保税率には影響ありません。

国民健康保険税の軽減方法が改正されました
前年所得が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割に軽減されます。なお、平成26年度から5割と2割の軽減枠が広がりました。

加入者の方で、前年の所得の申告をされていない場合は、軽減の適用にはなりませんので必ず申告をしてください。

国民健康保険税【普通徴収】の納期日と納付回数が変わりました
①平成25年度まで7回だった国民健康保険税の納付回数が、平成26年度から9回に変更され、納付しやすくなりました。
②国民健康保険税の第7期納期が、12月1日から同月26日までに変更されました。
③国民健康保険税の各納期ごとの分割金額に1000円未満の端数がある場合は、最初の納期に含めていましたが、平成26年度から100円未満の端数分を最初の納期に含めることに変更されました。

大切な森林を守り育てる
町有林で町民植樹祭を開催

5月11日、木樋の町有林で恒例の町民植樹祭（主催 津別町、網走南部森林管理署）が行われました。緑化や環境意識の高揚を図り、『愛林のまち津別町』の大切な財産である森林を守り育てるための重要な催しです。
役場前での開会式の後、132人の参加者は、バスなどに分乗して現地へ移動。好天に恵まれて汗ばむほどの陽気の中、大人も子どもも一緒に植樹作業を進め、30分ほどで用意されたカラマツの苗木400本を植え終わりました。
植樹祭の最後に記念標柱を建て、みんなで植えた苗木の健やかな成長を願いました。



まる太くんと一緒に記念標柱の前で記念撮影

気軽に参加できる総合型スポーツクラブ
「かるっちゃんつべつ」総会を開催

4月22日、中央公民館で総合型クラブ「かるっちゃんつべつ」の平成26年度総会が開かれました。同クラブは、多くの町民が気軽に楽しく参加することができる町民主体のスポーツクラブとして、今年設立されたものです。
総会では役員選出に続いて、平成26年度事業計画案及び収支予算案などが承認され、本格的な活動がスタートしました。
今年度のスポーツ教室活動としては、親子



スポーツ教室、水中運動教室、ノルディックウォーキング教室、シルバースポーツ教室など多彩な内容が予定されています。

ttownics

まちのわだい

津別ライオンズクラブが費用の一部を寄附
津別小学校でロケット教室開催

5月14日、道内で宇宙ロケット開発に取り組んでいる植松努さん（赤平市・植松電機専務取締役）を招き、小学5、6年生を対象に手作りロケット教室が開かれました。
植松さんの講演の後、子どもたちは実際にロケット作りに挑戦。津別小学校のグラウンドで発射実験が行われ、自分たちの手作りロケットが勢いよく打ち上げられるたびに、歓声が上がりました。
また、これに先立つ4月30日、津別ライオンズクラブより教育委員会に、同事業の費用の一部として10



（左側）ロケット発射準備中の植松さん



万円の寄附をいただきました。

民生委員・児童委員として社会福祉の増進に貢献
藤田玲子さんに厚生労働大臣表彰

昨年まで町の民生委員・児童委員を務められた藤田玲子さんが厚生労働大臣表彰を受け、4月28日、佐藤町長から表彰状が伝達されました。本岐地区担当の民生委員・児童委員として、22年8か月にわたり社会福祉の増進に貢献された藤田さんの功績が認められたものです。
町長のお祝いの言葉に、藤田さんは「このたびの表彰は、多大なご協力をいただいた地域の皆さまのおかげと感謝しております」と受賞の喜びを語りました。



安全で運動しやすいグラウンドを
舗装会社が整備ボランティア

5月8日、屋外運動シーズンを前に、株NIPPON北網統括事業所が、津別小学校、本岐小学校及び活汲小学校のグラウンド整備作業を行いました。同社のボランティア事業の一環として、平成22年度から町内の小中学校で実施されており、今年で5回目となります。
トラクターやローラーによる整地、踏み固め作業でグラウンドはすっかりきれいになり、子どもたちは良好な環境で運動をすることができそうです。



農業技術の普及推進とグループ活動に貢献
鈴木健二さんに管内優良農村青年表彰

4月10日、木樋の鈴木健二さんが、優良農村青年としてオホーツク総合振興局管内農業委員会連合会会長より表彰を受けました。
この表彰は、3年以上の農業経験を有し、農業技術の普及推進及びグループ活動における指導力を認められた、他の範となる農村青年に贈られるものです。
鈴木さんは、奥さんの実家の農業を継ぐため平成17年に津別町で就農。農業の経験を積みながら、まちおこし活動等にも積極的に参加してきました。



町民参加による道路クリーン作戦を実施
910kgのゴミを回収

「ごみゼロ運動の日」(5月30日)に先駆けて、5月10日、「道路クリーン作戦」(主催 津別町及び津別町環境衛生推進協議会)が実施されました。
早朝から行われたごみ回収作業では、数人ずつのグループに分かれた参加者たちが、ふれあい公園パークゴルフ場から美幌町との境界までの町道3号線沿いに、道路わきに捨てられたゴミを拾い集めました。
例年通り、空き缶やペットボトルなどが多く見られ、多くの町民のご協力により回収されたゴミの量は車両3台分で910kgにも及びました。今後もしごみゼロを目指し、皆様のご協力をお願いします。



また、これに先立つ4月30日、津別ライオンズクラブより教育委員会に、同事業の費用の一部として10万円の寄附をいただきました。

あなたの回答が
日本経済の力になる！

平成26年経済センサス 基礎調査
平成26年商業統計調査を実施します
全国すべての事業所及び企業が対象になります。
両調査の結果は、社会経済の発展を支える資料として広く利用されます。
調査票は平成26年6月末日までにお届けします。7月1日以降に提出をお願いします。
調査の意義・重要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いたします。

平成26年 7月1日(火)

平成26年
経済センサス - 基礎調査
商業統計調査

経済センサス 検索 商業統計調査 検索 <http://e-census-syougyo.stat.go.jp/>

総務省・経済産業省・北海道・津別町

お知らせ

information インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
住民企画グループ ☎ 76 - 2151
FAX 76 - 2976

北海道財務局の相談専門員が、「借金の悩み」を親身になつてお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。

また、「相続税、贈与税、譲渡所得の税務相談会」も同時に開催します。

ぜひ、お気軽にご利用ください。無料・予約不要です。

「借金・金融一般相談会」と「税務相談会」を開催

むし歯ゼロのお友だちを紹介しします

4月22日に実施した3歳児健診で、むし歯ゼロのお友だちを紹介しします。

門脇 泰雅くん(達美)
濱端 陸隼くん(豊永)

問い合わせ先
保健福祉課健康推進担当
☎ 76-2151(内線232)

入牧開始
牧場からのお願い

公共牧場の入牧が、5月21日から開始されました。町内2か所の牧場で、乳牛・肉牛を合わせて約120頭が入牧し、10月の下牧まで元気に牧草を食べ、大きくなって各農家へ帰る予定です。

毎年、牧場内に山菜採りなどを目的として無許可で入る方が多く、故意による柵の破損が発生しています。牧場内は「関係者以外立入禁止」となっていますので、ご理解願います。また、牧道に車を止めることも牧場管理の支障となりますので、許可無く牧場内への出入りはしないようお願いいたします。

受付日時 6月11日(水)
午前9時～12時
午後1時～4時

会場 北見地方合同庁舎2階
(北見市青葉町6番8号)

問い合わせ先
北海道財務局相談員直通
(午前9時～午後5時)
☎ 011-807-5144

主催 北海道財務局、北海道財務局北見出張所
共催 札幌国税局

札幌国税局より
税務職員募集のお知らせ

試験の程度 高校卒業程度
受験資格
高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者

申込受付期間
①インターネット
6月23日～7月2日

②郵送又は持参
6月23日～6月26日

試験日
第1次試験 9月7日
第2次試験 10月16日～10月24日の指定する1日

問い合わせ先
網走税務署総務課
☎ 0152-43-2181

受験申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

雇用保険が
制度改正されました

育児休業給付金の支給率が引き上げられました
平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業の初日から180日目までの給付率が67%(従来は50%)に引き上げられました。

育児休業給付金の支給を受けるには一定の要件があります。

就業促進定着手当が創設されました

雇用保険の再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、低下した賃金の6か月分(上限額があります。)を支給する制度です。

平成26年4月1日以降に再就職することなど一定の要件があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

問い合わせ先
ハローワーク美幌
☎ 73-3555

産業振興課農政グループ
☎ 76-2151(内線263)

美幌歯科医師会が無料歯科相談、講演などを実施

歯と口の健康週間(6月4日～10日)にちなんで、美幌歯科医師会が歯科に関する講演などを行います。

講演 6月7日(土)
午後1時～2時30分
講師 池田哲先生(池田歯科)
題名 知って得する歯の話
無料歯科相談 6月7日(土)
正午～午後3時 先着100名まで無料フッ素塗布
会場 しゃきつとプラザ
(美幌町東3条北2丁目)

6月23日～6月29日
「子どもの人権110番」強化週間

「子どもの人権110番」(子ども用・全国共通)フリーダイヤル 0120-007-110
期間中は相談時間を延長して対応します

日時
6月23日～27日 午前8時30分～午後7時
6月28日・29日 午前10時～午後5時

相談担当者
主に子どもの人権にかかわる問題を専門に扱っている釧路人権擁護委員連合会の「子ども人権委員」が対応します。

実施機関
釧路地方法務局、釧路人権擁護委員連合会

問い合わせ先
釧路地方法務局人権擁護課
☎ 0154-31-5014(人権擁護課直通)

問い合わせ先
くに歯科クリニック
☎ 76-2525

町税の納税通知書は届いていますか?

5月中旬に平成26年度の固定資産税、軽自動車税の納付書の発送を行いました。昨年末で納税通知書が送付されていたのに、まだ手元に届いていない方や不明な点などありましたら、税務担当までお問い合わせください。なお、今月は町道民税、国民健康保険税の納付書が発送になります。

問い合わせ先 税務担当
☎ 76-2151(内線220)

交通安全情報

道内で単独死亡事故が多発しています

北海道警察本部によると、5月は、道内で単独死亡事故が連続発生し、9人もの尊い命が失われたとのことです(5月13日現在)。

また今年に入ってから、道内では5月18日現在ですでに55人が亡くなっており、前年比で12人増と、昨年を上回るペースとなっております。

悲惨な交通事故をなくすため、以下のことを心がけ、安全運転に努めましょう。

1 スピードダウンの徹底
カーブでは、あらかじめ減速しましょう。スピードを出したままハンドルを切ったり、ハンドルを切りながらブレーキをかけたりますと横転や横すべりを起こしやすくなります。

2 居眠り運転に注意
集中力は持続しません。2時間おきに短時間の休憩をとって、心身ともにリフレッシュをしましょう。

住民企画課
住民企画グループ

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

器物損壊・盗難の発生について!

4月中、美幌町内において

- ・車両に対する器物損壊 3件
- ・盗難(車上狙い・部品狙い) 2件

が発生しました。

被害の状況は、器物損壊～駐車中の車両が傷をつけられた。盗難～無施錠の車両内から積載物、トラックからバッテリーを盗まれています。

《被害予防のために》

車を止めておく際には、明るい場所に駐車しましょう。

車両から離れる際、短時間であっても確実にドアロックをしてください。

車両内には、貴重品などを積みっぱなしにしないようにしましょう。

消防演習を行います!

気迫の「ポンプ車操法」、規律の「小隊訓練」、消防車8台の「一斉放水」、威風堂々の「分列行進」を、ぜひ参観してください。

日時 6月22日(日)午後1時～

場所 津別小学校グラウンド他
サイレンの吹鳴について

演習の際、団員召集・模擬火災訓練時にサイレンを吹鳴します。ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

訓練途中、津別中学校吹奏楽部による演奏が行われる予定です(雨天時中止)

津別消防署・津別消防団
問い合わせ先
津別消防署 ☎ 76-2189

大手企業の名前を悪用した「買え買え詐欺」に注意

産業振興課
商工観光グループ
☎ 76-2151
(内線258)

Q&A

Q 某大手企業の社員と名乗る男性が「自分が自社の株を買う」と、インサイダー取引になるので、あなたの名前で買わせてほしい。後日倍にして返す」と言ってきた。

A この企業は有名だから失敗しないと思い、指示されたとおり口座開設料100万円を郵送した。その後「保証料」などの名目で合計1300万円を支払った。

余りに高額なので不安になり、電話をしてみたが繋がらなかった。支払ったお金を返

消費生活相談

お金を支払ってしまったと取り戻すのは極めて困難です。つまい話には耳を貸さず、きっぱり断りましょう。

また、支払う前に家族や友人、消費者協会に相談しましょう。詐欺にあったときは、速やかに警察に被害届を出しましょう。

消費生活のご相談
美幌消費者協会
☎ FAX 72-0366
月～金曜日(祝祭日を除く)
午前10時～午後4時

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76 - 2151 内線 222、223

年金額を増やしませんか？

年金額を満額受け取れない方へ

国民年金制度は、20歳から60歳までの40年間の加入と納付状況によって年金額が決定されます。

過去に保険料の未納や国民年金に加入していない期間があると「満額」の年金額を受け取ることができなくなります。

しかし、次の条件を全て満たす方は、ご本人の申し出により、「任意加入制度」で国民年金に再加入し、年金額を増額することができます。

任意加入制度に加入できるのは、次の①～③の全てに該当する方です

- ①日本国内に居住する60歳以上65歳未満
 - ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない
 - ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480ヵ月未満
- 年金を受け取る権利のない方へ
また、昭和44年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は、70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

「米トレーサビリティ法」をご存じですか

飲食店等の各米穀事業者には、提供・販売している「お米」の産地表記や記録を作成・保存することが義務付けされています。国民の皆さまが食べるお米の「安心・安全」に繋がる大変重要な法律です。

詳細は、農林水産省HPまたは、北海道農政事務所北見地域センター（☎0157 - 23 - 4171）

6月1日～7日は水道週間です

津別町の水道は、昭和38年12月給水を開始しました。安心・安全な水を安定的にお届けするためには、施設の更新も必要となってきております。水道事業は皆さまの水道料金で運営されています。ご理解とご協力をお願いいたします。

～第56回水道週間標語～

「おいしいな だいじなお水 ごくごくり」
建設課水道グループ

☎76 - 2151（内線254）

不法就労・不法滞在防止にご協力を

道内における来日外国人による犯罪の検挙は、ここ数年減少傾向にあります。しかし、来日外国人による犯罪は、組織化または地方への拡散化、更には道内に止まらず、あらゆる国や地域に及ぶといった「犯罪のグローバル化」という大きな質的变化が進んでいます。

また、在留資格を不正に取得することを目的とした偽装結婚事案など、依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くは不法就労しているとみられ、これらの一部は、こうした国際組織犯罪などへの関与を深めていることが懸念されています。

町内の安全を妨げる国際犯罪組織の暗躍を防止するためには、警察や関係機関のみならず、町民の皆さんのご協力が欠かせません。

どんなささいなことでも構いません、「おかしいな？」と思ったら、警察へ通報してください。

連絡先 美幌警察署 ☎72-0110



『戦没者遺児による慰霊友好親善事業』参加者募集

この事業は、日本遺族会が厚生労働省から補助を受けて実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

実施地域の例 旧満州、西部ニューギニア、旧ソ連、マリアナ諸島、他
詳細問い合わせ先 北海道連合遺族会 ☎0166 - 51 - 1040

危険物安全週間

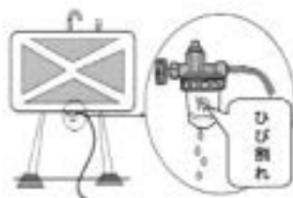
6月8日から6月14日まで
『危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害』

灯油は大切なエネルギー！
流出等による事故を未然に防ぎましょう！

灯油ストーブなどに使用している灯油は、北の国では欠かせないものですが、引火性を有する危険物であり、取扱いを誤ると火災につながる危険性があります。

災害防止と環境保全を推進するため、日常点検をしましょう。

灯油流出事故の主な原因



- 配管の破損・腐食
- 燃焼機器に接続されているゴムホースの劣化・ひび割れ
- ストレーナーのひび割れ、ゴムパッキンの劣化
- 水抜きバルブの緩みなど

配管の切断・折り曲げなどのいたずらが増えてきています。配管を保護するカバーや注油をガードするキャップなどの設置が有効な安全対策です。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76 - 2189

～津別町農業委員会委員選挙・選任結果～ 地域農業の推進を担う11人の委員

津別町農業委員会委員選挙が4月4日に告示され、8人が選挙委員に立候補しました。定数が8人のため、立候補者全員の当選が決まりました。また、選挙委員の他に、農業団体や議会による推薦委員3人が町長より選任され、今期の委員は11人となり、担当地区は下記のとおりになりました（会長・職代以外は就任順）

氏名	区分	担当地区
田原 賢二（会長）	選挙	東岡・活汲・岩富・東達美・達美・最上（町内全域）
巴 敏博（職代）	選挙	高台・豊永・美都・上里（町内全域）
中川 英一	選挙	大昭・布川・相生
山下 邦昭	選任	共和・恩根・双葉・本岐・木樋・二又（町内全域）
河本 信夫	選挙	東岡・活汲・岩富・東達美・達美・最上
佐野 多希子	選任	高台・豊永・美都・上里
石橋 利明	選挙	共和・恩根・双葉・本岐・木樋・二又
近藤 雅浩	選挙	東岡・活汲・岩富・東達美・達美・最上
迫田 和男	選任	大昭・布川・相生
西原 芳明	選挙	共和・恩根・双葉・本岐・木樋・二又
細川 幹生	選挙	高台・豊永・美都・上里

6月は町道民税、国民健康保険税
第1期分の納付月です

納期限は6月30日です

口座振替をご利用の方は、預金口座の残高確認をお願いします。

問い合わせ先

☎76 - 2151 税務担当（内線220・221）
収納担当（内線218）

法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告はインターネットで！

北海道では、地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告を受け付けています。利用できるのは、北海道に申告を行う納税者（税理士等代理人を含む）で、利用届出の手続きをされている方です。利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。

<エルタックスホームページ>

<http://www.eltax.jp/>

<問い合わせ先>

オホーツク総合振興局税務課課税係
☎0152 - 41 - 0613

第44回 つべつ夏まつり

今年も楽しい催しを用意してお待ちしています！

<前夜祭>

7月5日(土) 16:00～21:00

<本祭>

7月6日(日) 9:00～15:20

詳細は広報つべつ7月号等でお知らせします

HBCラジオ公開録音 ライブステージ



タケカワユキヒデ



laufen



フォーリンラブ

津別の人気者
『まる太くん』も
遊びに来ます！

問い合わせ先 津別観光協会
(役場商工観光グループ)
☎76 - 2151 (内線315)

朝陽に照らされ、紅く染まる雲海。
津別の観光シーズンの始まりです。

～津別峠が開通しました～



道道屈斜路津別線が開通しました。
屈斜路湖を囲う山々の峠では、津別峠が最高地点。
早朝、雄大な雲海と朝陽が織りなす“光のページェント”。
この峠でしか出会えない感動に、人々の心がふるえます。



<展望施設>

開館期間 10月31日まで
開館時間 午前9時～午後7時
トイレは24時間利用できます。

問い合わせ先
津別観光協会（役場商工観光グループ）
☎76 - 2151（内線315）

津別峠から望む屈斜路湖のライブ映像が津別町ホームページからご覧になれます（10分ごとに更新）

<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

津別町 検索